

第一号議案

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について
大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を次のように定める。

令和五年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、教育長が別に定めるもの
か、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第 号）の例
による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止）

2 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委
員会規則第十二号）は、廃止する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正及び大分県個人
情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号）の制定に伴い、大分県教育委員会
が保有する個人情報の保護等について、知事が定める規則の例によることとしたので提
案する。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について（概要）

記

1 制定の理由

従来、地方公共団体の個人情報の取扱いについては、各団体の条例で定められていたところ、個人情報保護法の一部改正により、地方公共団体の個人情報の保護等について法による全国共通のルールが定められ、本年4月1日から施行されることとなった。

これを受け、本県においても、令和4年12月に同法の施行に関し必要な事項を定める大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）が制定された。

これらに伴い、教育委員会においても、個人情報保護法及び法施行条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの

2 制定する規則の概要

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、教育長が別に定めるもののほか、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の例によることを定めるもの

3 参考：知事規則の規定事項

(1) 行政文書の取扱いを受けない文書を有する施設の指定（第2条関係）

公文書館、博物館、図書館等に類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において、歴史的・文化的資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、個人情報保護法の規制の対象外である（法第60条第1項）。知事規則において当該施設を指定するもの

(2) 様式

名 称（様式番号）	関係条文
個人情報ファイル簿（第1号様式）	第3条
保有個人情報開示請求書（第2号様式）	第4条第1項
保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）	第6条第1項
保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）	第6条第2項
保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）	第7条第1項
保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）	第7条第2項
他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（第7号様式）	第8条第1号
開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書（第8号様式）	第8条第2号
保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第1項適用）（第9号様式）	第9条第1項
保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第2項適用）（第10号様式）	第9条第1項
保有個人情報開示決定等意見書（第11号様式）	第9条第2項
意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第12号様式）	第9条第3項
保有個人情報開示実施方法等申出書（第13号様式）	第10条第5項
保有個人情報訂正請求書（第14号様式）	第12条
保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）	第13条第1項
保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）	第13条第2項
保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第17号様式）	第13条第3項
保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第18号様式）	第13条第4項
他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書（第19号様式）	第14条第1号
訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第20号様式）	第14条第2号
保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第21号様式）	第15条
保有個人情報利用停止請求書（第22号様式）	第16条
保有個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）	第17条第1項
保有個人情報利用不停止決定通知書（第24号様式）	第17条第2項

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第25号様式）	第17条第3項
保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第26号様式）	第17条第4項
大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第27号様式）	第18条

(3) 開示の実施方法等（第10条関係）

ア 電磁的記録の開示方法（第1項関係）

電磁的記録に記録されている個人情報の開示は、行政機関等が定める方法により行うこととされている（法第87条第1項）。知事規則において、その方法を定めるもの。

イ 交付の部数（第2項関係）

一件の請求につき、1部とする。

ウ 閲覧等の中止（第3項関係）

公文書を閲覧・視聴する者が公文書を汚損し、又は破損するおそれがある場合は、当該公文書の閲覧・視聴を中止又は禁止することができる。

エ 開示の実施場所（第4項関係）

情報センター及び地区情報コーナー

(4) 写しの交付等又は送付に要する費用の納付方法（第11条関係）

ア 写しの交付等 現金又は普通為替証書若しくは定額小為替証書

イ 写しの送付 郵便切手又は為替証書

4 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止（附則第2項関係）

現行の「大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）」は廃止されることから、同条例の施行に関し必要な事項を定めた現行の「大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成14年大分県教育委員会規則第12号）」を今回制定する規則の附則において、廃止する。

5 施行期日

令和5年4月1日（改正法及び法施行条例の施行日）

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

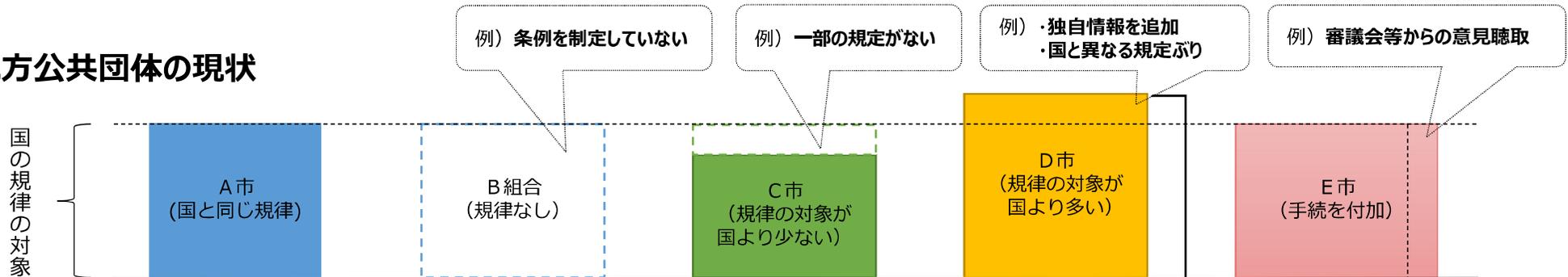
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

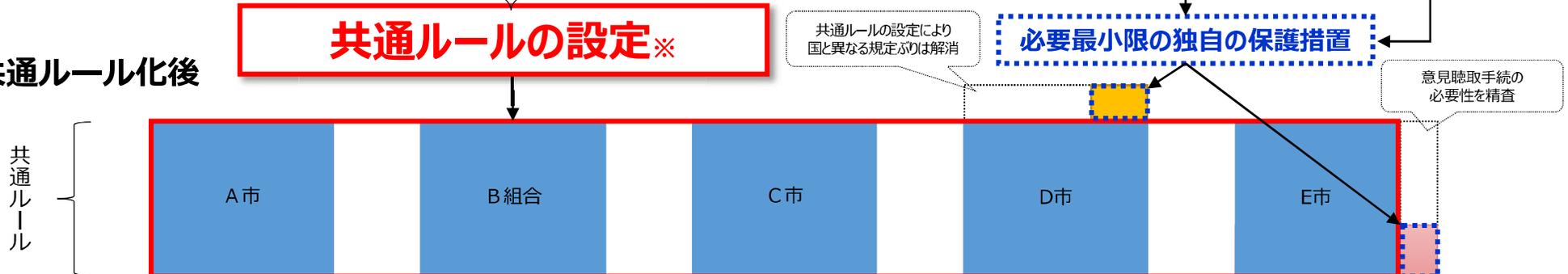
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

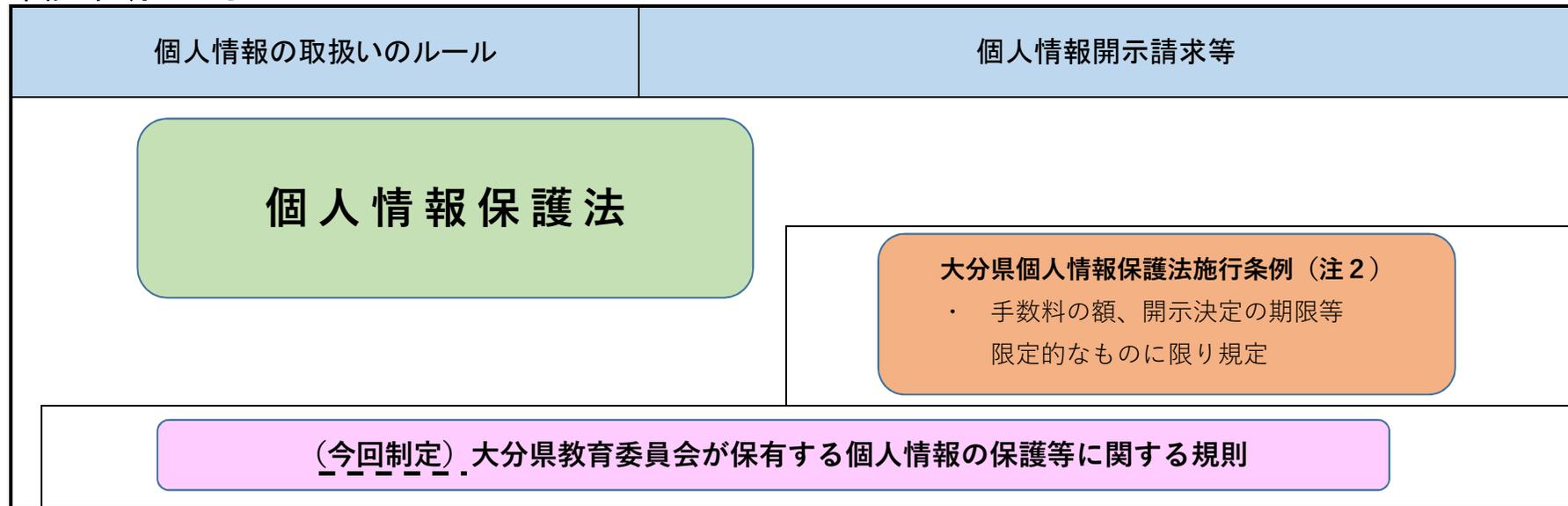
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

○個人情報保護制度見直し前後の根拠規定のイメージ

令和5年3月31日まで



令和5年4月1日から



（注1） 制度改正に伴い、現行の大分県個人情報保護条例は廃止

（注2） 新たに「大分県個人情報保護法施行条例」を制定し、改正後の個人情報保護法において条例で定めるとされている事項を規定